

災害救助法適用地域在住の 2025年度入学者への特別措置について

本学では災害救助法適用地域在住で2024年度に被災された2025年度入学者に対し、次の特別措置を講じます。

対象

- ①家計支持者の居住する家屋が全壊（全焼、全流失、大規模半壊）、半壊、一部損壊の被害を受けた場合。
 - ②家計支持者の収入が当該災害により喪失または激減した場合。
- 原則として、公的機関等の罹災証明書および収入（所得）証明書の提出により判定します。
また、必要に応じて戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）、修繕費（見積り）等を提出していただく場合があります。

内容

減免措置は下記のとおりです。

- A. 入学検定料と入学金の返還、1年間の学費等免除
 - B. 入学検定料と入学金の返還、半期分（前期分）の学費等免除
 - C. 見舞金（その被害の程度に応じて3万円、5万円、10万円を支給する）
- 返還金と見舞金は、「学校法人 渡辺学園」名義で6月末までに振込にて返還・支給する予定です。

家宅等被災状況	収入状況		
	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	A	A	A
半壊	A	A	B
一部損壊	A	B	C
被害なし	A	B	

※家宅等とは、家計支持者が所有・居住する家屋または生産手段

手続き方法

特別措置申請者は、入学後に申請を行ってください。

- ①被災者特別措置申請書・返還金振込依頼書（本学所定用紙）
◆所定用紙は本学ホームページより取得してください。
 - ②罹災証明書（市区町村発行）
 - ③2023年度・2024年度の収入（所得）証明書または源泉徴収票（コピー可）
および災害により収入の喪失または減少がわかる証明書（失業等）、自営業の場合も被災状況を証明する書類およびその説明書（A4用紙様式自由）を提出してください。
- ①②③の提出書類をそろえ、封筒に「災害救助法被災者特別措置願」と朱書きし、アドミッションセンター宛に提出してください。

提出期限

2025年4月11日（金）

問い合わせ先

〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 アドミッションセンター

TEL

03-3961-5228